

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	村田町

村田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：村田町農林課

所在地：宮城県柴田郡村田町大字村田字

迫6

電話番号：0224-83-6406

FAX番号：0224-83-2114

メールアドレス：mura-nou@town.murata.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カルガモ・ツキノワグマ・ハクビシン・ニホンジカ・カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス（以下「カラス」という。））
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	宮城県 村田町内 全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	稲	275 a 2,563 千円
	いも類	68 a 337 千円
	豆類	0 a 0 千円
	野菜	20 a 700 千円
	小 計	363 a 3,600 千円
カラス	野菜	20 a 30 千円
	小 計	20 a 30 千円
その他鳥類（カルガモ等）	野菜	11 a 40 千円
	小 計	11 a 40 千円
ハクビシン	野菜	5 a 10 千円
	小 計	5 a 10 千円
ニホンジカ		0 a 0 千円
	小 計	0 a 0 千円

(2) 被害の傾向

イノシシ：平成30年度から捕獲頭数が激増し、年間を通して町内全域における水稲・野菜等に被害が増加している。民家近くでの目撃・被害も多く、農作物被害だけではなく交通事故も発生している。

カラス・カルガモ等の鳥類：町内全域において、春期から秋期にかけて農作物に被害が生じている。

ハクビシン：主に春先から秋の終わりごろにかけて出没している。今後被害の拡大が予想される。

ツキノワグマ・ニホンジカ：被害報告はなかったが、目撃情報は多数寄せられたため、今後被害の発生が予想される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
イノシシ	被害面積	363 a	被害面積	324 a
	被害金額	3,600 千円	被害金額	3,240 千円
カラス	被害面積	20 a	被害面積	18 a
	被害金額	30 千円	被害金額	27 千円
その他鳥類 (カルガモ等)	被害面積	11 a	被害面積	10 a
	被害金額	40 千円	被害金額	36 千円
ハクビシン	被害面積	5 a	被害面積	4 a
	被害金額	10 千円	被害金額	9 千円
ニホンジカ	被害面積	- a	被害面積	- a
	被害金額	- 千円	被害金額	- 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊による銃器・わなによるイノシシの有害捕獲の実施 ・捕獲隊によるカラス・カルガモの春季・秋季の予察捕獲の実施 ・減容化処理施設及び、わな監視装置の導入による捕獲者の負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化により実施隊員及び捕獲隊が減少し、担い手の育成が急務である。 ・捕獲中心の活動では、鳥獣被害を現状より軽減するのは困難であり、地域一体となった環境整備を行うことが必要である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度より、電気柵等の施設設置に対して補助を実施 ・令和3年度より、交付金等を活用した地域協議会に対し、侵入防止柵の設置支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置により一定の被害対策に効果があるが、設置後の管理が不十分な事例が散見されている。侵入防止柵の維持管理の重要性の啓発が必要である。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による有害鳥獣対策研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の参加者を増やすため、様々な方法で広報活動を行う必要がある。

(5) 今後の取組方針

<p>農作物被害は、農業生産活動の重大な阻害要因となっており、農業者の生産意欲の減退による耕作放棄地の増加等をもたらし、このことが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。そのため、従来から講じてきた対策に加え、以下の事項について被害対策を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業者自身による狩猟免許（わな猟）の取得を支援 ・農地周辺の里山管理の啓発や助言 ・被害を受けにくい農作物の作付誘導や栽培管理の指導 ・捕獲機材の購入など捕獲圧の強化 ・地域での自主防除体制への支援及び防護柵等の設置の推進 <p>○イノシシ・ニホンジカ</p> <p>生息状況や被害状況を確認しながら、鳥獣被害対策実施隊によるICTを活用した効果的・効率的な、箱わな・くくりわなでの捕獲を強化する。</p> <p>○カラス、カルガモ等の鳥類</p> <p>被害が集中する春、秋に予察捕獲を実施する。</p> <p>○ツキノワグマ、ハクビシン</p> <p>被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外の方法で被害を防ぎきれない場合に捕獲する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○村田町農作物有害鳥獣対策協議会 野生鳥獣による被害状況調査、鳥獣被害対策実施隊員及び有害鳥獣捕獲隊へ捕獲依頼
○村田町鳥獣被害対策実施隊 捕獲依頼に基づく捕獲活動の実施

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 5～R 7	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ ・カラス ・カルガモ ・ニホンジカ ・ツキノワグマ ・ハクビシン 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に従事する者の確保、育成 ・箱わな、くくりわな等の捕獲機材の追加導入 ・近隣自治体との連携による捕獲強化

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
直近3ケ年の捕獲実績及び対象鳥獣による農作物、生活環境被害の拡大傾向等を総合的に勘案し、町内全域で生態系に影響を及ぼさない程度に設定する（鳥獣保護区特別保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第8条の区域を除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない）。

対象鳥獣	捕獲計画数等（頭・羽）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	800	800	800
カラス	60	60	60
カルガモ	90	90	90
ツキノワグマ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
ニホンジカ	10	10	10

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 町内全域に通年出没し被害を与えているため、被害状況により捕獲場所を選定し、ICTを活用して銃器・わなで捕獲を実施する。 ・カラス、カルガモ等の鳥類 被害が集中する春、秋に予察捕獲を実施する。また、被害が集中する春から秋にかけては、被害状況に応じて捕獲を実施する。 ・ツキノワグマ、ハクビシン 被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外の方法では被害を防ぎきれない場合に捕獲する。 ・ニホンジカ 出没場所、頻度等を考慮し、銃器・わなで捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	WM柵 6,500m	WM柵 5,000m	WM柵 5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民で構成されている団体が、施設維持管理規定に基づき管理を行う。また、必要に応じて維持管理に関する研修会を開催する。 		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

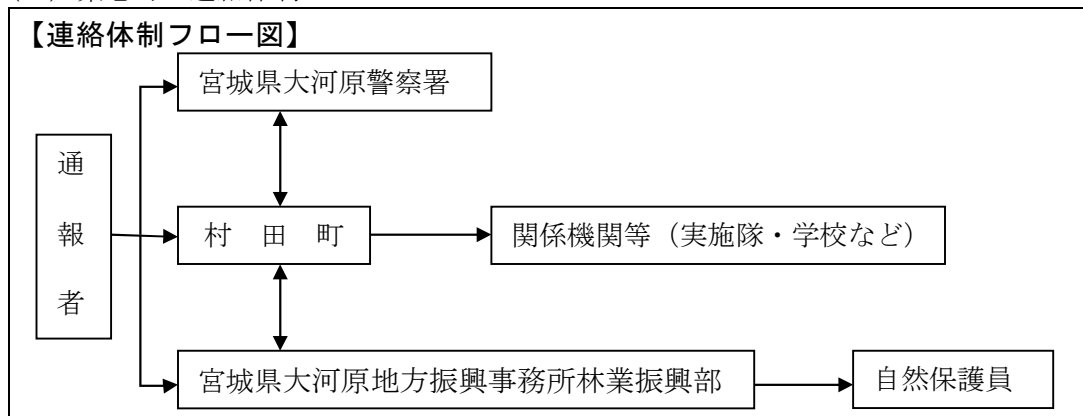
年度	対象鳥獣	取組内容
R 5～R 7	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ ・ニホンジカ ・ハクビシン ・カラス、カルガモ ・ツキノワグマ 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策の基礎となる現状の把握について、地域住民への聞き取りも併せて実施するなど、より詳細な被害数値が把握できるよう、関係機関と連携した取り組みを強化する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
村田町	各関係機関との連絡調整、情報収集及び地域住民への周知並びに有害鳥獣捕獲許可等
宮城県大河原地方振興事務所 林業振興部	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止の指導及び支援並びに鳥獣捕獲許可
宮城県大河原警察署	現地確認、銃刀法等に基づく指導など
村田町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供、現地確認、捕獲の実施
村田町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連情報の提供、現地確認、捕獲の実施
自然保護員	有害鳥獣関連情報の提供、現地確認等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・減容化処理施設による処分を基本とし、捕獲等をした現場での埋設及び検査等により安全を確認したうえで自家消費等による処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	/
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

/

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・関係機関と連携を図り、他自治体の事例等について研究する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

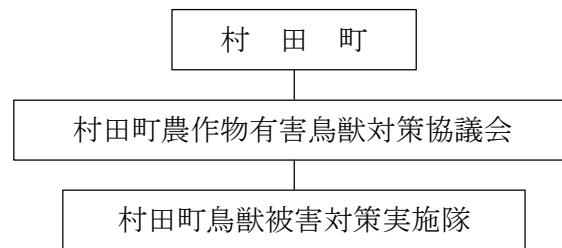
被害防止対策協議会の名称	村田町農作物有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
村田町	事務局・被害対策全般
村田町農業委員会	農地に関する情報提供・助言・指導
みやぎ仙南農業協同組合	情報収集並びに被害対策に関する助言
宮城県農業共済組合	情報収集並びに被害対策に関する助言
宮城県大河原農業改良普及センター	情報収集並びに被害対策に関する助言
村田町猟友会	捕獲隊の統括管理
村田町鳥獣被害対策実施隊	捕獲許可に基づく捕獲の実行
村田町有害鳥獣捕獲隊	捕獲許可に基づく捕獲の実行
自然保護員	鳥獣保護管理に係る情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県大河原地方振興事務所林業振興部	情報集約・全体的な把握
大河原警察署	銃刀法等に基づく安全管理

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月に村田町鳥獣被害対策実施隊を設置（令和4年度：29名）



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・狩猟免許取得にかかる費用等を助成し、捕獲担い手の育成を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・近隣自治体との連携による、有害鳥獣捕獲を継続する。
- ・効率的な捕獲方法等の情報交換など、他の被害地域との連携を促進する。